

序章	知的財産権制度とは何か	
一	知的財産権と産業財産権	2
1	知的財産権の概要	2
2	知的財産権関係主要条約	4
3	産業財産権	8
4	産業財産権法の基本的仕組み	9
二	産業財産権の登録制度の仕組み	
	「特許」制度を中心に	10
1	出願	11
	(1) 発明者⇨出願人	12
	(2) 明細書・特許請求の範囲	12
2	出願公開	15
3	出願審査の請求	15
4	審査	15
5	拒絶理由の通知	16
6	特許権の設定の登録	19
7	拒絶査定不服審判	19
三	産業財産権をめぐる最近の動向	19
1	国内の動向	20

目次

2	国際的動向	22
3	知的財産権関係民事新受事件 種類別件数	24
第1章 特許法のあらまし		
一	特許制度は何のためにあるのか	26
1	特許制度の目的	27
2	特許法上の「発明」	28
二	特許されるための条件	32
1	特許を受けることができる発明 (特許要件)	33
(1)	産業上利用することができる発明	33
(2)	新規性のある発明	33
(3)	新規性喪失の例外	35
(4)	進歩性のある発明	37
(5)	先願の発明	38
(6)	特許公報に掲載・公開された明細書・特許請求の範囲等に記載された発明ではないこと(拡大された	

先願の範囲) 41

2 特許を受けることができない発明

(不特許事由)

三 特許を受ける権利

1 特許を受ける権利

2 職務発明と相当対価請求権

3 仮実施権制度の新設

四 特許出願

1 特許を受けることができる者

2 特許出願に必要な書類

(1) 願書

(2) 明細書・特許請求の範囲

(3) 図面

(4) 要約書

(5) 外国語による出願手続

(6) その他の書類

3 特殊な特許出願

(1) 国内優先権

(2) 分割出願

(3) 変更出願 59

(4) 実用新案登録に基づく特許出願制度
の導入 60

4 電子化のための補充的措置

五 方式審査

1 補正命令と却下処分

2 不適法な手続の却下処分

六 出願公開

1 出願公開の目的と公開のしかた

2 出願公開の効果(補償金請求権)

3 情報の提供

七 出願審査の請求

1 出願審査の請求制度

2 優先審査の制度

八 実体審査

1 審査官

2 拒絶理由の通知と意見書

3 明細書、特許請求の範囲又は図面の
補正とその審査

(1)	特許出願後拒絶理由通知を受ける前	73	(1)	特許発明の技術的範囲と判定制度	86
(2)	拒絶理由通知後の特許請求の範囲の補正	74	(2)	特許権の効力の制限	88
(3)	拒絶査定不服審判請求時の補正	76	(3)	特許権の消滅	89
九	最終処分	77	(4)	特許権の満了	89
1	特許査定	77	(1)	存続期間の満了	89
2	拒絶査定	77	(2)	特許料の不納	89
一〇	特許権	78	(3)	特許無効審決の確定	89
1	特許権の発生	78	(4)	特許権の放棄	89
(1)	特許料の納付	78	(5)	相続人の不存在	90
(2)	特許権の設定の登録	79	(6)	独禁法一〇〇条による取消し	90
(3)	特許証	79	5	特許権の存続期間の延長	90
(4)	特許権維持のための特許料(年金)	80	(1)	延長の対象となる特許権	91
(5)	特許原簿	81	(2)	延長登録の出願	91
(6)	特許掲載公報の発行	82	(3)	延長登録の出願の審査	91
2	特許権の効力	83	(4)	延長後の特許権の効力	92
(1)	独占権	83	一一	特許権をめぐる権利	92
			1	特許権の移転	92
			2	専用実施権	93
			3	通常実施権	94
			4	質権	96

	5	裁定制度……………	97
	6	法定通常実施権……………	99
	一一	特許権の侵害……………	101
	1	特許権の侵害……………	101
(1)	(1)	侵害行為の立証の容易化……………	103
(2)	(2)	文書提出命令等の拡充……………	103
(3)	(3)	計算鑑定人の制度の創設……………	103
(4)	(4)	裁判官の認定による実質的な規模の損害賠償の実現……………	103
(5)	(5)	侵害行為の立証容易化のための更なる改正……………	104
	2	民事上の救済……………	104
(1)	(1)	差止請求権……………	104
(2)	(2)	損害賠償請求権……………	104
(3)	(3)	不当利得返還請求権……………	106
(4)	(4)	信用回復措置請求権……………	107
(5)	(5)	侵害訴訟における特許無効の抗弁の法定……………	107
(6)	(6)	侵害に対する対応……………	107
	一三	審判制度……………	109
	1	拒絶査定不服審判……………	110
	2	補正却下決定不服審判(廃止)……………	111
	3	新特許無効審判……………	111
(1)	(1)	無効理由……………	111
(2)	(2)	請求人適格……………	113
(3)	(3)	無効審判請求理由の記載要件等……………	113
4	4	延長登録無効審判……………	113
5	5	訂正審判と訂正の請求……………	114
(1)	(1)	訂正審判……………	114
(2)	(2)	無効審判における訂正の請求……………	115
(3)	(3)	審決取消判決等後の訂正の請求……………	115
6	6	訂正無効審判(廃止)……………	116
7	7	審判請求の手續……………	116
8	8	審査前置……………	117
9	9	審判請求の取下げ……………	118
10	10	審判における審理……………	118
(1)	(1)	審判官の指定……………	118
(2)	(2)	審理……………	119

(3) 参加	120
(4) 審決	120
11 再審	121
12 審決取消請求訴訟	122
一四 罰則	124
1 侵害の罪	124
2 秘密保持命令違反の罪	124
3 詐欺行為の罪	125
4 虚偽表示の罪	125
5 偽証等の罪	125
6 秘密を漏らした罪	125
7 過料	126
一五 行政不服審査法に基づく異議申立て	126
1 異議申立てができる処分	126
2 異議申立手続	127
3 異議決定	129
一六 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例	129

(参考) 歴史 27 / 32 / 37 / 38 / 39 / 40

特許制度が存在しなければ 28
 「貸借対照表」に係る考案は、
 自然法則を利用しているか 30
 米国の特許権に基づく我が国での
 侵害訴訟 86
 包括ライセンス契約に係る
 特定通常実施権登録制度 95

第2章 実用新案法のあらまし

一 実用新案制度の目的と意義	134
二 「考案」の定義と取扱	136
1 考案	136
2 特許庁の取扱基準	137
(1) 物品	137
(2) 物品の形状	137
(3) 物品の構造	137
(4) 物品の組合せ	138
三 実用新案登録の要件	138
四 登録出願	140
1 実用新案における出願の単一性 (改善多項制)	140

2	登録出願は、必ず図面が必要……………	141
3	登録前の明細書、登録請求の範囲又は 図面の補正等……………	141
5	実用新案技術評価書制度……………	142
6	無審査による登録・権利発生……………	142
1	無審査登録……………	143
2	基礎的要件の審査……………	143
3	実用新案権と権利行使……………	143
7	実用新案登録無効審判制度……………	144
8	罰則……………	146
	(参考) 歴史……………	134
第3章 意匠法のあらまし		
一	意匠法の目的……………	148
二	意匠法上の「意匠」……………	148
(1)	物品性……………	148
(2)	形態性……………	149
(3)	視覚性・美感性……………	149
三	意匠登録の要件……………	152
1	工業上利用できること……………	152
2	新規性があること……………	153
(1)	意匠の新規性……………	153
(2)	意匠の類似……………	154
(3)	新規性喪失の例外……………	154
3	創作が容易でないこと……………	154
4	意匠公報に掲載された先願に係る意匠の 一部と同一又は類似の意匠でないこと……………	156
5	公序良俗に反しないこと……………	156
6	出所の混同を生じないこと……………	156
7	物品の機能を確保するために不可欠 な形状のみからなる意匠でないこと……………	157
8	先願の意匠であること……………	157
四	意匠登録を受ける権利……………	158
五	部分意匠、組物の意匠、関連 意匠、秘密意匠の制度……………	158
1	部分意匠の制度……………	159
2	組物の意匠の制度……………	160
3	関連意匠の制度……………	161

4	秘密意匠の制度	164
六	登録までの手続	166
1	登録出願	166
(1)	願書	168
(2)	図面	169
(3)	図面の代用	170
(4)	特徴記載	170
2	補正	170
(1)	補正のできる時期の制限	170
(2)	内容による制限	171
3	審査	172
(1)	方式審査	172
(2)	実体審査	172
4	登録	174
(1)	設定の登録	174
(2)	登録料	174
七	意匠権	175
1	存続期間	175
2	意匠権の効力	175
4	独占的効力	175
(2)	排他的効力・差止請求権	176
(3)	損害賠償請求権等	177
3	意匠権の効力の制限	178
(1)	他に公益的事由がある場合	178
(2)	他人の権利と利用・抵触関係にある場合	179
(3)	実施権がある場合	180
(4)	再審により回復した場合	181
4	消滅	182
八	審判	182
1	拒絶査定不服審判	182
2	補正却下決定不服審判	182
3	意匠登録無効審判	183
4	再審及び訴訟	183
九	罰則	184
	(参考) 歴史	150

第4章 商標法のあらまし

一	商標法の目的	186
二	商標・サービスマークとは	186
三	商標の機能	195
四	商標登録の要件	196
1	人的要件	196
2	一般的登録要件(商標の識別性)	196
3	具体的登録要件(不登録事由)	201
五	商標の類似と商品・役務の類似	208
1	商標の類似	208
2	商品の類似	212
3	商品と役務の類似	213
六	商標登録出願	214
1	商標登録出願に必要な書類等	214
2	出願日の認定	216
3	出願の効果	217
4	商標権設定前の金銭的請求権	218
5	審査	218
6	登録料の分割納付制度の採用	219

七	商標権付与後登録異議申立制度	220
八	商標権の効力	221
1	商標権の効力	221
(1)	独占的効力(使用権)	221
(2)	排他的効力(禁止権)	221
(3)	最近の裁判例	222
(4)	並行輸入	223
2	商標権の効力の制限	224
九	商標権の移転等	225
1	商標権の移転	226
2	使用許諾	226
3	質権	227
一〇	商標権の更新と消滅	227
1	存続期間の満了と更新登録	227
2	審判による無効	229
3	審判による取消し	229
4	その他	230
一一	審判と判定	230
1	商標の審判	230

2	商標の判定	237
二	防護標章登録制度	238
一三	マドリッド協定議定書に基づく特例	239
1	マドリッド協定議定書の概要	239
2	国際登録出願等	240
3	国際商標登録出願	240
一四	その他（平成一八年改正附則、同 八年改正附則、同三年改正附則等）	241
1	小売業等を役務商標として保護 する制度導入に伴う経過措置	241
2	指定商品の書換え	241
3	立体商標制度導入に伴う経過措置	243
4	サービスマーク登録制度導入に伴う 経過措置	243
	〔参考〕歴史	188
	商標登録制度が存在しなければ	197
第5章 不正競争防止法のあらまし		
一	不正競争防止法は なぜ産業財産権法なのか	246
二	不正競争行為の種類	251
1	周知表示混同惹起行為	251
2	著名表示冒用行為	253
3	商品形態模倣行為	254
4	営業秘密不正行為	255
5	コンテンツ技術的制限手段 解除機器等提供行為	256
6	ドメイン名不正登録行為	257
7	原産地等誤認惹起行為	257
8	競争者営業誹謗行為	258
9	代理人等商標冒用行為	258
三	不正競争とはならない行為	259
1	商品の普通名称などの適用除外	260
2	営業秘密の不正使用に関する時効	262
3	産業財産権の権利行使による 適用除外規定の廃止	262
四	外国紋章などの使用禁止	263
五	外国公務員などに対する不正 の利益の供与などの禁止	263

六 救 済……………264

1 民事上の救済……………264

(1) 差止請求権……………264

(2) 損害賠償請求権……………265

(3) 損害額の推定……………266

(4) 信用回復措置請求権……………266

(5) 侵害行為の立証容易化の

ための改正……………266

2 刑事罰……………267

〔参考〕歴史……………246

第6章 著作権法のあらまし

一 著作権法の概要……………272

1 著作権とは 利用態様ごとの権利の束……………272

2 侵害行為 営利性の有無は関係なし……………272

3 権利制限規定 私的使用目的・引……………273

用等の場合は無許諾で利用可能

4 著作権法の目的……………273

(1) 著作者の権利と公正な利用との

バランス……………273

(2) 表現の多様性 文化の発展のために……………274

5 産業財産権法 (主に特許法) との違い……………274

6 産業財産権との交錯点……………275

(1) 意匠法二六条・商標法二九条との

関係……………275

(2) 応用美術……………276

7 歴史的経緯……………277

8 関係する国際条約……………277

二 著作物……………278

1 著作物の定義……………278

(1) 思想又は感情……………278

(2) 創作的……………279

(3) 表現……………280

(4) もの……………281

(5) 文芸、学術、美術又は

音楽の範囲に属するもの……………281

2 著作物の具体例……………281

3 二次的著作物……………281

4	編集著作物・データベースの著作物	283
5	共同著作物・結合著作物	284
6	権利の目的とならない著作物	285
三	著作権法において規定されている権利	285
四	著作権者	286
1	著作者と著作権者の関係	286
2	職務著作	287
3	共同著作物の権利者	287
4	映画の著作者・著作権者	287
五	著作者の権利	288
1	概要	289
2	著作者人格権	289
(1)	公表権(著法一八条)	289
(2)	氏名表示権(著法一九条)	290
(3)	同一性保持権(著法二〇条)	290
3	著作権(財産権)	291
(1)	複製権(著法二一条)	291
(2)	上演権・演奏権(著法二二条)	291
(3)	上映権(著法二二条の二)	292

(4)	公衆送信権等(著法二三条)	292
(5)	口述権(著法二四条)	293
(6)	展示権(著法二五条)	293
(7)	頒布権(著法二六条)	294
(8)	譲渡権(著法二六条の二)	295
(9)	貸与権(著法二六条の三)	296
(10)	翻訳権・翻案権(著法二七条)	296
(11)	二次的著作物の利用に関する 原著者の権利(著法二八条)	297
六	権利の制限	297
1	私的使用のための複製 (著法三〇条一項)	298
2	私的使用のための複製であっても 許されない場合	298
3	私的録音録画補償金(著法三〇条二項)	301
4	図書館等における複製(著法三一条)	302
5	引用(著法三二条一項)	302
6	学校その他の教育機関における 複製等(著法三五条)	303

7	営利を目的としない上演等 (著法二八条)	303
8	美術の著作物等の展示に伴う複製 (著法四七条)	304
七	出版権	304
八	著作隣接権	305
1	概要	305
2	著作隣接権の特徴	306
3	実演家の権利(著法八九条一項)	306
(1)	概要	306
(2)	ワンチャンス主義	306
4	レコード製作者の権利 (著法八九条二項)	309
5	放送事業者の権利 (著法八九条三項)	309
6	有線放送事業者の権利 (著法八九条四項)	309
九	保護期間	310
1	概要	310

2	著作者人格権の保護期間	310
3	著作権の保護期間	310
4	著作隣接権の保護期間	313
5	継続的刊行物の公表の時	313
一〇	権利侵害	313
1	概要	313
2	権利の侵害	314
3	侵害とみなす行為	314
4	差止請求権	317
5	損害賠償請求権	317
6	名誉回復の措置	318
7	著作者又は実演家の死後における 人格的利益の保護のための措置	319
8	紛争解決あっせん制度	319
一一	罰則	319
一二	著作権管理事業	321
一三	著作権の登録制度について	322

[参考] キャラクターの著作物性 279
印刷用書体(タイプフェイス)

の著作物性 283

パブリシティの権利 284

公衆に、公に 293

映画「ローマの休日」はいつ

まで保護されるのか? 311

ブラーゲ旋風 321

第7章 産業財産権に関する国際的枠組み

Ⅱ パリ条約の概要Ⅱ

一 特許は、条約が優先	326
二 パリ条約とは	326
1 パリ条約の保護対象	326
2 内国民待遇の原則（差別の禁止）	328
3 優先権制度	330
4 各国特許独立の原則（各国の主権）	332
5 その他	333